

あなたの愛犬が みんなから好かれるために



動物愛護管理の基本原則

命ある動物をみだりに虐待しない。
人と動物の共生に配慮し、適性に取り扱わなければならない。



1 犬の習性を正しく理解し、愛情をもって終生飼うこと。

家族の一員として愛情を持って亡くなるまで飼育することはもちろんのこと、地域社会の一員として「しつけ」や「正しい飼い方」をしましょう。

2 犬の感染症等病気の知識を持ち、適切な「予防」「治療」を受けさせること。

伝染病予防、犬フィラリア症の予防等、適切な犬の健康管理に努めましょう。動物から人へうつる病気（動物由来感染症）もあることを覚えておきましょう。

3 犬の繁殖制限に努めること。

犬にも家族計画！不幸な犬をつくらないためにも、メスもオスも不妊・去勢手術を受けましょう。犬を捨てることは犯罪です。



4 犬の所有者を明らかにするよう努めること。

犬を飼ったら市町村役場で必ず「犬の登録」をすると共に年1回の「狂犬病予防注射」を受けましょう。「犬の鑑札」は迷子札になります。首輪などにしっかり付けておきましょう。

5 犬を放し飼いにしない！

犬は係留するか、もしくは逃走しない方法（囲い、ゲージ等）で飼うこと。散歩のときも、引き綱を付けましょう。
※放し飼いは10万円以下の罰金刑に処せられる場合があります。



6 排せつ物の処理は適切に行うこと。

散歩中の犬の「フン」は、飼い主の責任で必ず持ち帰り、適切な方法で処理しましょう。
※家の決まった場所でトイレをするようにしつけるのもよいでしょう。



おまけ：犬に無責任にエサだけ与えている方へ！

その① 飼うなら責任をもって、他人に迷惑をかけないように正しく飼いましょう。

犬が家族の一員として飼われるようになり、ますます飼い主のモラルが問われています。周囲の人に迷惑をかけず、犬も地域社会の一員として、快適かつ楽しくともに暮らしましょう！